

令和4年第4回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月25日(月) 開会 午前 9時47分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 4番 久保田勝

委員 1番 友野秀一 2番 平塚尚吾 3番 吉川光彦

5番 池谷昭二 6番 田嶋正明 7番 増田恒治

8番 法師 励 9番 加藤敏夫 10番 中島伸吉

4. 欠席委員(1人)

11番 宮岡幸江

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 10番 中島伸吉 1番 友野秀一

第2 議案第1号 入間市農業委員会職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 堀井正信 野村雅紀

豊泉 隆 岩田孝三郎 中村郁夫

中村義男 清水裕司 宮岡康光

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	石井 英寿
主 幹	河西 多郎
主 事	中島 健人

9. その他の出席者
なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員9名であります。農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第4回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、11番、宮岡幸江委員、太間雅嗣推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、よって会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、10番、中島伸吉委員、1番、友野秀一委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第2号の1番は6番、田嶋正明委員が、当該議案の審議開始から終了まで退席をさせていただくことになります。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 入間市農業委員会職員の任免についてを議題といたします。

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、入間市農業委員会職員を令和4年4月1日付けをもって下記のとおり任命する。令和4年4月25日提出、入間市農業委員会。

記

1、事務局長、吉野博明、入間市農業委員会事務局長を解く。

2、事務局長、石井英寿、入間市農業委員会事務局長を命ずる。

以上、任免でございます。よろしく願いいたします。

それでは、新しく農業委員会事務職員となりました石井事務局長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○事務局

この度、農業委員会事務局長を拝命しました石井英寿と申します。

1日も早く皆様のお力になれるよう努めてまいります。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

石井英寿局長には、一日も早く農業委員会の仕事に慣れますよう期待しております。

それでは、次の議案に移ります。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたします。

なお、議事参与の制限の規定により、6番、田嶋正明委員には当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(6番、田嶋正明委員退席)

○議長

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは一部省略し、案件の番号と、当事者受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるようお願いいたします。

なお、議事録における土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応いたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明願います。

○農業委員3番（吉川光彦君）

3番、吉川です。議案第2号の1番についてご説明申し上げます。読み上げは、一部省略させていただきます。

譲受人、〇〇〇〇。筆数、1。面積、969平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自388アール。

〇〇さんは、自作地が253アール、借入地135アールで、合計が388。茶栽培を主に露地野菜の栽培、しっかり取り組む基幹農家であります。

今回取得する畑は、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇の南側に位置する野菜畑でありまして、取得後も野菜の栽培を行う意向であります。現状、よく管理されておりました。野菜栽培に必要な農機具は、すでに一式備えています。4月20日に耕作状況などを確認してまいりました。所有権移転時期、本年5月15日を予定しているということです。

以上、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺地区推進委員の中村です。

只今吉川委員の説明のとおりで、現地を自分も4月21日に確認しましたが、只今の説明のとおりで特に問題はないと思いますので、審議のほどよろしくをお願いします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

議案第2号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得です。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

吉川委員より説明がございましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は398アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致します。

申請地の耕作状況は、現在、肥培管理されている状況ですが、許可後は、野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないものと思われれます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

ここで、6番、田嶋正明委員の退席を解除いたします。

(6番、田嶋正明委員復席)

○議長

次に、2番を議題といたしますが、本案件と議案書5ページの議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見具申についての1番の議題とは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第2号の2番と議案第4号の1番を一括議題といたします。担当4番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員4番(久保田 勝君)

4番、久保田です。議案第2号の2番並びに議案第4号の1番についてご説明申し上げます。読み上げについては、一部省略させていただきます。

議案第2号、2番。借受人、〇〇〇〇。1筆。2,757のうち0.52平方メートル。申請理由、受人は、隣地で住宅の建築の許可を得たが、申請地を経由して浄化槽排水を北側市道に埋設された排水管へ放流するため、排水管を設置すべく申請する。摘要、地上権の設定。期間、30年間。

続きまして、議案第4号、1番。当事者、〇〇〇〇。1筆。289平方メートル、申請理由、申請人は、以前、自己用住宅の建築を目的とした農地転用許可を得たが、〇〇が所有する北側農地を経由した排水の見込みが立ったことから、排水計画を見直すべく変更申請する。摘要、自己用住宅(66.24平方メートル。)

4月18日に現地の状況などを確認してきました。申請地は、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇〇〇から北へ約1キロメートルほどいった〇〇〇〇〇を入ったところです。

はじめに、農地法第3条の申請は今年2月に総会にかかり、3月に県許可を得た自己用住宅の建築にあたり、当初排水について汲取槽にて対応の予定だったものを北側農地所有者である申請者の〇の了承を得て排水方法が変更に伴うものです。

具体的には、北側農地を経由して生活排水を排水管へ放流するにあたり、経由する農地の排水管理設にあたり農地の地上権の設定を行うものです。

排水管については深さが80センチメートルあり、耕作には支障ないため、その使用・収益権（地上権）の設定にあたり支障はないものと判断されます。

案内図の丸の中の中央の太い線のところに排水管を埋設する計画です。特に問題はないかと思われま

す。続きまして、議案第4号、1番、農地法第5条、許可後の計画変更について申し上げます。理由書を一部抜粋して読み上げます。

今般、自己用住宅を計画しております。今回排水計画について、当初、汲取槽を予定していましたが排水方法の見直しを行い、農地所有者の〇〇と相談したところ、農地法上の手続きの見込みがあれば、排水管の埋設を承諾してもらえることになりました。

何卒、趣旨をご理解いただき、本申請地の農地法第5条の規定による許可後の計画変更を許可していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

ということで、これは排水方法の変更であり、特に問題はないかと思われま

す。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、堀井正信委員、東金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（堀井正信君）

推進委員の堀井です。

ただ今、久保田委員の申し上げましたとおり、特段の問題はないかと思われま

す。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第2号の2番は、申請地の地下へ排水管を埋設するにあたり、その部分に地上権を設定するための申請です。

議案第4号の1番については、農地法第5条の規定による許可後の計画変更による申請です。

はじめに、農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

農地について所有権の移転、使用貸借による権利、賃借権、その他の使用及び収益を目的とする権利を設置する場合は、農地法第3条第1項の許可を受ける必要があります。

地上権は、その他の使用及び収益を目的とする権利にあたります。

また農地法第3条の許可要件に関しては、地上権の設定の場合、農地の所有権移転や貸借の場合と異なり、農地の耕作に関する全部効率要件、耕作従事日数、下限面積要件などの要件は、備える必要はありません。

久保田委員よりご説明がありましたとおり、排水管を埋設する農地の一部である0.52平方メートルの部分について、その部分を使用する権利である地上権を設定するものですが、排水管は農地の地下80センチメートルの深さに埋設するため、耕作に支障はありません。

また、埋設にあたり、渡人の承諾も得られております。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告いたします。

次に、農地法第5条の規定による許可後の計画変更による申請についてご説明いたします。

当初、申請人は、排水について汲取槽の設置を予定しておりましたが、北側市道に排水管があり〇〇が所有する北側農地を経由した排水の見込みが立ったことに伴い、令和4年3月15日に農地法第5条の転用許可を得ましたが、排水計画の内容に変更が生じたため、本案件による変更申請となりました。

このため、本日の農業委員会での審議後、県の承認を得て、計画変更をするものです。

変更内容については、排水経路の変更に伴い、合併浄化槽で処理した排水を北側農地を経由し排水管へ接続するものです。

県からは本計画変更による申請内容で支障がないとの判断がでております。

都市計画法に関しては、令和4年3月15日付けで開発許可の取得済ですが、排水計画の変更があることから、開発変更許可申請が必要であり、現在手続き中とのことであり、開発変更許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団

させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番と2番は一括議題といたします。

1番及び2番を議題といたします。

担当3番、吉川光彦委員、説明を願います。

○農業委員3番(吉川光彦君)

3番、吉川です。議案第3号、1番と2番についてご説明申し上げます。読み上げについては一部省略をさせていただきます。

1番の譲受人、〇〇〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1。面積、869平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、借用中の自動車修理工場が手狭となったことから、申請地へ移転すべく申請する。摘要、自動車修理工場(341.00平方メートル)。

続きまして2番、譲受人、同様です。有限会社〇〇〇〇〇〇〇。筆数、1。面積、313平方メートル。申請理由、受人は、〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、自動車修理工場の移転に伴い、修理車両等の駐車場を確保すべく申請する。摘要、駐車場。

理由書が出ておりますので、一部抜粋しながら読み上げます。

私どもの会社は、有限会社〇〇〇〇〇〇〇として平成18年、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を開業しました。自動車修理工場は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇にて営業をしております。

通勤車両8台、車載トラック1台、修理等車両10台前後、来客用車両4台くらいを確保したいのですが、現在の場所では駐車マスを無視して駐車せざるを得ないこと。また来客用は空いている通路に駐車するなどして違法駐車をしないようにしています。また他に駐車場を確保することが難しく恒久的に確保ができておりません。

最低でも23台確保できる土地を探していたところ、市街化区域では準住居地域以上の土地でないとできません。また、市街化調整区域であっても幅員の広い道路で、上下水道が整備されている土地はなかなか見つかりませんでした。やっと今回の計画地を紹介されました。

この土地は市道の幹線に面しており〇〇〇〇〇からのアクセスもよく、住宅も多く存在している既存の集落内にあります。自動車修理工場の移転先として最適な場所と駐車場用地と考えて本計画を決定しました。移転しだい現店舗は速やかに返却をいたします。

本申請地での近隣に居住する方の自動車修理業を主目的とした自動車修理工場であり販売及び解体はしない計画なのでお認めいただけるようお願いをいたします。

以上、理由書であります。現地は〇〇〇〇〇の北側に位置し、市道に接しております。議案の1番が現状、茶畑、議案の2番が不耕作と思われる畑であります。両議案に隣接する区画は農地ですが、ブロック土留めを施す計画となっております。周辺農地に特段の支障は生じないものと考えられます。

最後に、4月20日に岩田委員と現地の確認をしております。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田孝三郎委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田孝三郎君）

推進委員の岩田です。

全体的には、吉川委員の説明どおり周辺農地への影響はないと考えますが、ただ、議案第3号の2番のところの三角の土地、場所というのが、すぐ右側のところが〇〇〇で生徒が野菜作りとして、授業として利用しているということがあります。

実は私もそのところに、関わりがあって講師として5年程で野菜作りなんかしてまして、この駐車場については、この図面は初めて見たんですけど、〇〇〇は支柱が1メートルぐらいにずっと打ってあるということで、道路側からの進入はできないという感じがしたんですけど、それでいいのかということ。

この図面、初めて見たんですけども、それからこの場所というのは、左側も北側も通学路になってまして、特に十字路みたいになっているんですけど、この場所については手押し信号がありまして、他に信号がないものですから、上の線路の住宅の生徒が全部1カ所に集まって来るんですね。

要するに駐車場のところに大勢生徒が集まって、北側に渡るとというのが、朝夕の時間に見受けられるということで、この駐車場の入口は右側の6メートルを予定しているようですけど、この図面でいくと。利用にあたって注意が必要なんじゃないかなと思う。

15台止めるところがあって、実際、一番左方のところには、どう見ても入るには信号の

だきたいのですが、北側の出入口開口部、6メートルを予定しておりますが、そちら以外は木柵単管パイプ1メートル、右側にあります単管並びに木柵等を設置して囲う形になっておりますので、出入りについては北側の出入口のみと判断しております。

また、駐車について、左側の斜めのところについては右側からバックして入れるようにしても難しく見えますので、実際に出入りできるかどうか、改めて代理人に確認させていただきたい。それと、通学路に面しているということですので、往来については細心の注意を払うよう、代理人経由で申請者に伝えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、他に質疑がありましたらお願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題とします。

担当2番、平塚尚吾委員、説明を願います。

○農業委員2番(平塚尚吾君)

2番、平塚です。議案第3号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

3番、借受人、〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、178平方メートル。申請理由、受人は、借家に居住しているが、手狭となったため、自己用住宅を建築すべく申請する。摘要、自己用住宅(62.07平方メートル)。

借受人から提出された理由書を要約して説明いたします。

理由書。〇〇〇〇は現在、〇〇〇〇〇に〇〇〇〇〇〇の〇〇で〇〇〇〇に居住しておりますが、子供の成長に伴い家財道具も増えてきたことから今の住まいでは手狭に感じるように

なりました。また、今後は子供部屋の必要な年ごろになっていくことを考えますと今の住まいでは、これを確保することが困難であり限界を感じ、引っ越す計画を立てました。

住宅建築地を選定するにあたり、〇〇〇〇〇〇〇〇に〇〇〇〇〇の養育のことを考え、〇の〇〇の近くに住むことが夫婦の希望となりました。当初、不動産業者やハウスメーカーをまわりいくつかの土地交渉を試しましたが、なかなかよい物件にめぐり合うことができず、困り果てておりました。

このことを〇の〇〇に相談したところ、〇〇が相談を受けた土地への住宅建築を進められたため、この言葉に甘え同地を住宅建築地を選定し許可申請をする運びとなりました。

しかしながら、ハウスメーカーにこの旨を伝え新築の計画を立てましたところ、敷地と道路の接道長さが2.7メートルであることから母屋を残したまま新築を建築することができないことが判明いたしました。

また進入路や駐車スペース等を共同で使用する事となるため、本計画の敷地設定、面積となり母屋を敷地拡張として建物を建築することとなりました。

〇と〇の〇〇と話し合いを重ね、母屋に〇〇〇〇が住み、新たに建築する場所に〇〇〇〇〇が住む結論に至りました。

申請地は閑静な集落内にあること。また、新築物件を母屋北側に配置した場合、東側の隣接農地への日当たりに影響が出てしまう懸念があり、母屋南東に建築すると母屋の居間に日が入らなくなり暗くなってしまうことを考慮して、母屋西側に建築することが最も周辺農地等に影響が少なく、また、北側農地への農耕機等が出入りできるようスペースを確保し、住宅建築地として最適であると考えております。

また、令和2年11月2日付け、農振除外の許可を得ました。農振除外申請当初は、既存母屋への増築を予定しておりましたが、〇〇〇〇の既存母屋へ接続して増築することは、検査証明と構造図面がないため、耐震性能の不安が拭えなく現実的ではないことから、増築から離れへの計画に変更いたしました。

以上の理由により、住宅が必要であるため、何卒申請地での許可を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

4月19日に清水推進委員と申請地の状況などを確認してまいりました。

申請地は、西側は茶畑、北側と東側は住宅に隣接しております。今回の申請は、申請地に隣接する貸渡人の住宅敷地と一体での利用であり、転用面積も必要最低限での利用となって

金の調達について、支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることを報告いたします。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

今回の議案の進入路はどういう形になるのでしょうか。見にくいので。

○事務局

案内図をご覧くださいなのですが。議案第 3 号 3 番の案内図。

申請地が 3 筆ございまして、○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○。

○○○○○○○のところは○○○さんのご自宅が建ちまして、○○○に立つのに伴い、○○○のところと○○○の通路を経由して、南側の市道に接する形です。

既存敷地（一体利用地）については○○○さん、申請者の○○○の既存の住宅がございまして、そちらから市道に接する形となっております。

以上です。

○農業委員 6 番（田嶋正明君）

○○○と○○○のところ、要するに庭を使わせてもらって入ると考えていいのかな。

○事務局

そのとおりでございます。

○議長

他にございませんか。

（なし。の声）

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

○議長

令和2年1月17日付けで農用地区域から除外をさせていただきました。

しかしながら、コロナ禍を迎えギフト関連の売り上げの主軸となっている葬儀、ウエディング関連の件数が大きく減少してしまい弊社の業績にも大きな影響が出てしまい計画を見直すことを余儀なくされました。

昨年9月ごろよりウエディング事業受注が戻り始め、その後第6波の影響は受けつつも、葬儀・ウエディング事業者も各々に様式を工夫し、結果として弊社のお茶、お菓子関連のギフトの受け付けもコロナ禍当初から考えれば回復傾向にあり計画を再開するに至りました。

計画再開するにあたり、計画建物を1から2棟に変更とさせていただいております。

長く中断をしておりましたが何卒ご理解の上、許可いただけますようよろしくお願い申し上げます。

3月23日、土曜日に、現地確認及び電話での確認を行いました。また、担当推進委員の中村さんから現地を確認されて問題なしということでした。

現在は茶畑で、きれいに管理されております。場所は案内図のとおり〇〇〇〇〇〇〇の北側で、〇〇〇〇に向かう道の左側です。周辺はコンクリートブロック2段積みで、上部を緑化フェンスとし、雨水の流出防止策としては浸透トレンチ等、対策が施されており、新工場建屋からの排水も合併槽（16人槽）で最終柵に集められ、処理水を道路、側溝に放流となっております。

お手元に議案第4号の資料がありますので、その辺のところについて、ちょっと読み上げますのでご覧になっていただきたい。

また、緑地としても数カ所で基準を上回る設計となっております。このうち一部は、茶畑として残されることを確認しています。また、新たな出入口にはスリット側溝が施され、環境にも配慮されたものです。また、案内図左側の雑種地、今回の申請にはないんですけど、左側も新規の拡張の場所となります。

ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村郁夫委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村郁夫君）

宮寺・二本木地区推進委員の中村です。

ただ今、田嶋委員の説明のとおりで特に問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明願ひます。

○事務局

議案第3号の4番については、〇〇〇〇〇を営む借受人が、工場・倉庫を設置するための農地転用許可申請でございます。先ほど、田嶋委員からもご説明がありましたが、A3の図面も合わせてご覧いただければと思います。

都市計画法においては、同法第34条第12号に合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当いたしません。また、農地の集団性について確認したところ10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請による事業の目的を達成することができる」と認められない」に該当いたします。

次に、一般基準についてあらかじめ事務局にて審査したところ、資金計画については、土地取得費、建築費等の経費を全額〇〇〇〇により賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断されます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたら願ひいたします。

ありませんか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

○議長

全員賛成でございます。

本件は、3,000平方メートルを越える、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として、埼玉県農業会議への意見照会後、県に進達いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定についてを議題といたします。

本議案では、各担当委員及び事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、案件の番号ごとに、当事者、借受人の氏名、筆数、合計面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いいたします。

それでは、1番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員1番(友野秀一君)

1番、友野です。議案第5号の1番についてご説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

1番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、456平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

4月19日に現地を確認し、見てまいりました。また、ご本人より話を伺いました。

圃場位置は〇〇〇〇〇南側、傾斜地の下にあたります。すでに圃場西側を借り入れして耕作をしております。現在、圃場は茶が抜根されており、きれいに整地されておりました。問題ない状態になっております。借り入れ後は、数種類の野菜類を作付けするという予定だそうです。

借受人は〇〇〇在住で、〇〇〇〇にすでに数カ所の圃場を借りており、野菜を数種類作付し出荷もしており実績はあります。農機具類は、耕運機、トラクター、軽トラックを所有し

ております。

以上、問題となることはないものと思われませんが、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

22日に現地の確認を行いまして、友野委員の説明のとおり、何ら問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

友野委員のご説明のとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は156アールであり、その全てを耕作しております。

今回新たに借受ける農地は456平方メートルで、合計161アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当1番、友野秀一委員、説明を願います。

○農業委員1番（友野秀一君）

1番、友野です。議案第5号、2についてご説明いたします。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

2番、借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。面積、合計1,977平方メートル。

4月20日に耕作状況を確認してまいりました。また、〇〇さんより聞き取りも行いました。

圃場位置は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇に近いところにあります。北側に雑木林があり、北風が避けられる状態となっております。当圃場は果樹が植えられており、キウイフルーツ、ブルーベリーなど、数種の果物の作付けされた畑であり、前任の借受人の方が病気を理由に畑を返納し、作物はそのままの状態です。〇〇さんが借り受けることとなりました。

〇〇さんは隣地の自家所有の圃場で、サツマイモやニンニク、その他数種類の野菜を栽培し、近隣に出荷しております。農機具も耕運機、トラクターなどを所有しており、耕作には問題ない状態ですので、よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、中村義男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（中村義男君）

22日に現地の確認を行いまして、友野委員の説明のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

○議長

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第5号の2番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

友野委員の説明のとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は54アールであり、その全てを耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当5番、池谷昭二委員、説明を願います。

○農業委員5番(池谷昭二勝君)

5番、池谷です。議案第5号の3番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げについては一部省略させていただきます。

3番、借受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、848平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

4月23日に太間推進委員と耕作状況などを確認し、〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。〇〇さんは、現在、耕作面積が自作地88アール、借入地515アール、合計603アールの〇〇〇の農家です。農業機械も耕運機4台、トラクター1台、軽トラック4台など、必要なものは一式保有しております。

耕作作物は、葉物を中心として多種にわたります。販売は、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇などです。農業従事者は4人ですが、パートの方も使用しております。

申請地は案内図のとおり、〇〇〇〇〇の西側の農地です。申請地の西側は〇〇さんが耕作しております農地ですので、隣接しているため作業はやりやすいと思います。

現在は作付けはされておりませんが、管理された普通畑です。利用権設定後は、野菜畑として利用する予定です。

以上、利用権の設定に関して問題ないと思われませんが、よろしく、ご審査くださいますようお願い申し上げます。

なお、本日、太間推進委員は所用により欠席ですが、今回の議案については太間推進委員の仲介により貸借が成立した案件ですので、問題ないことをご報告いたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案5号の3番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

池谷委員のご説明のとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は603アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借受ける農地は848平方メートルで、合計611アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当10番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員10番（中島伸吉君）

10番、中島です。議案第5号の4番についてご説明を申し上げます。なお、読み上げにつきましては一部省略させていただきます。

4番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、757平方メートル。利用権の種類、使用貸借権。

内容でございますが、4月20日に耕作状況などを確認してまいりました。

畑は〇〇〇〇〇〇にあり〇〇〇〇〇〇〇北に200メートル、〇〇〇より南に300メートルの位置でございます。耕地はトラクターできれいに整地された状態でありました。

〇〇さんからは電話で話を伺いました。

〇〇さんは、野菜専門農家で85アールの畑を耕作しております。作付けはサトイモ、バレイショ、ニンジン、ニンニク等を生産しております。農業機械は、普通トラック1台、軽トラック1台、トラクター3台、耕運機3台等、必要な農機は一式持たれております。

使用貸借権の設定に関しては、問題ないと思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉 隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

ただいま中島委員より説明があったとおり、何の問題もないと思われしますので、よろしく、ご審議をお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

議案5号の4番は、使用貸借権による、新規の利用権設定でございます。

中島委員のご説明のとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の現在の経営面積は74アールであり、その農地を全てを耕作しております。

今回新たに借受ける農地は757平方メートルで、合計82アールが経営面積となります。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

それでは、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については11件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については1件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については16件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午前11時03分